

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、相模鉄道労働組合執行委員長 高橋 廣康から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 4 年 3 月 9 日にありました。

令和 4 年 3 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

2021 年春闘における賃金引き上げに関することについて現在も交渉中であるが、具体的な進展をみるに至っていないため。

2 日時

令和 4 年 3 月 23 日より解決に至るまでの間、組合が定めた日時

3 場所

神奈川県所在の相模鉄道株式会社各事業所および系列会社

4 争議行為の概要

争議を行う場所において、部分的または全面的に連続もしくは断続的に業務を停止する。ただし、保安要員は若干名確保する。